官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府　令〕
○日本学術会議の成立時総会の招集の通知に関する内閣府令（内閣府六二）　一
〔法規的告示〕
○知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件の一部を改正する件（環境三五）　二
〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六四）　二
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務二四四、二四五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一〇五八～一〇七三）　三
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一〇七四）　四
○登録確認機関である一般財団法人沿岸技術研究センターの登録事項の変更に関する件（国土交通一〇〇〇）　五
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（防衛一九四～一九六）　五
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同一九七、一九八）　六
○海上における射撃訓練を実施する件（同一九九）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一九〇～一九二）　七
○道路に関する件（九州地方整備局七八）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕　七
法務省　防衛省　最高裁判所
〔官庁報告〕　七
除籍が滅失した件
（法務省告示配一一三）　七
〔公　告〕　七
諸事項　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　二六

府令

○内閣府令第六十三号

日本学術会議法（令和七年法律第七十号）附則第二十二条第二項の規定に基づき、日本学術会議の成立時総会の招集の通知に関する内閣府令を次のように定める。

令和八年七月二十七日

内閣総理大臣　高市　早苗

日本学術会議の成立時総会の招集の通知に関する内閣府令

第一条　成立時総会の招集の通知（日本学術会議法（令和七年法律第七十号。以下この条において「法」という。）附則第二十二条第二項に規定する通知をいう。以下この条及び次条において「通知」という。）は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次条第三号において同じ。）により行うものとする。ただし、法附則第三条第一項に規定する会員予定者として指名された者又は日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第七条第一項に規定する日本学術会議会員である者（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。）から求めがあった場合には、書面により通知を行うことができる。

第二条　通知には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一　成立時総会の日時及び場所

二　成立時総会の目的である事項

三　通知を受けた者であって、成立時総会に出席しないものが電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

四　通知を受けた者であって、成立時総会に出席しないものが書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

附　則

（施行期日）

1　この府令は、公布の日から施行する。

（この府令の失効）

2　この府令は、令和八年九月三十日限り、その効力を失う。

法規的告示

○環境省告示第三十五号

自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第十三条の六第一号の規定に基づき、知床国立公園知床五湖利用調整地区について環境大臣が定める利用者の人数の範囲を定める件（平成二十二年十月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年七月二十七日から適用する。

令和八年七月二十七日

環境大臣　石原　宏高

一　第一号中「五百人」を「六百人」に改める。

二　第三号中「七団体」を「十二団体」に改める。

その他告示

○法務省告示第六十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月二十七日

法務大臣　平口　洋

神戸地方法務局所属　吉川　浩平

仙台法務局所属　加藤　亮

○外務省告示第二百四十四号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月十五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月十五日

発行年月日　令和七年一月十日

旅券番号　ＭＪ四三一二〇三九

○外務省告示第二百四十五号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項の規定により、令和八年七月十五日を期限として返納するよう命じたが、同期限までに返納されなかったので、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、左記冒頭に記載の失効年月日に効力を失った。

令和八年七月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和八年七月十五日

発行年月日　令和七年十月六日

旅券番号　ＭＶ〇八八三八七四

○農林水産省告示第千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県最上郡大蔵村大字清水字大釘峰三〇六八の一、三〇六八の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大釘峰三〇六八の一・三〇六八の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字大井沢字仁川三二七の二、三四四九の一、字山葵島三二四五、三三四九の一〇、三六八九から三六九一まで、三六九二の一、三六九二の二、三六九三、四四三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山葵島三二四五・三三四九の一〇・三六八九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　山形県米沢市笹野町字大森南下り七四一六の一から七四一六の七まで、七四一六の一二から七四一六の一五まで、笹野本町字名寺下通一　七四一八、七四一九、七四二〇の一から七四二〇の三まで、字名寺三　四三八の一、七四三九の一、七四四〇の一、七四四〇の二、七四四一、七四四二、字名寺四　七四二一から七四三一まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福井県福井市茱崎町四字上之堂二の一、二の二、三の一から三の三まで、六から一〇まで

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦一二二の一・一二四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及びせたな町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道空知郡南富良野町字落合一二三六の一・一二三七・一二四一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字チヱサントマリ五九一地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道礼文郡礼文町大字船泊村字ベンザイトマリ二六三の三地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市黒保根町上田沢字西釜柿甲二一二六、乙二一二六、字吉野入一六八八、一六八九、字吉野入向一七〇〇の一から一七〇〇の三まで、甲一七〇一、乙一七〇一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西釜柿甲二一二六、乙二一二六、字吉野入一六八八・一六八九・字吉野入向甲一七〇一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町横川字東七四〇の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県桐生市梅田町三丁目字鼻撮三九三の一、三九四の一、三九五の一、菱町二丁目字下出二五五三、菱町五丁目字田ノ入四八四、四八五、字引田七三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鼻撮三九三の一・三九四の一・字下出二五五三・字引田七三〇（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字田ノ入四八四、四八五

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県藤岡市上日野字細谷戸七一三、七一四、七二五の一、三波川字月吉一七四二の一、字下妹ヶ谷三五〇四、字竹谷戸三五七二、三五九五、三六六四、三六六五の甲、三六六五の二、三六六六、三六六七、三六七八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字細谷戸七一三、七一四、七二五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び桐生市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町木梶字水呑二四〇の一から二四〇の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字水呑二四〇の二（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町岩井字赤瀧谷一六から二〇まで、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、一九の一、二一の一から二一の四まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　三重県多気郡大台町岩井字田瀬谷三七の二、字細渕谷九一の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び大台町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鹿児島県阿久根市波留字妙法三七四六の二
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県庁及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第千八百三十二号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおり公表する。

令和八年七月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まあじ 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）	さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和８管理年度（令和８年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　（略） 第二　まあじ 一　（略） 二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係） 法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。 （単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
島根県	20,300
（略）	（略）
山口県	3,600
（略）	（略）
長崎県	31,800

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
島根県	17,100
（略）	（略）
山口県	3,000
（略）	（略）
長崎県	26,800

（略）	（略）
宮崎県	5,000
鹿児島県	4,300

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	77,200
（略）	（略）

第三～第八　（略）

○国土交通省告示第千号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の六の規定に基づき、一般財団法人沿岸技術研究センターから登録確認機関の代表者の氏名を変更しようとする旨の届出があったので、同法第五十六条の二の十七第二号の規定により次のとおり公示する。

令和八年七月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録確認機関の代表者の氏名

（変更前）　代表理事・理事長　宮﨑　祥一

（変更後）　代表理事・理事長　中﨑　剛

二　変更しようとする日　令和八年六月二十二日

○防衛省告示第百九十四号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇九分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度四八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(オ)　北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　五島列島南方海面の次の(ア)から(ヨ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヨ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十六号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　北九州沖海面の次の(ア)から(ヨ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(ヨ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

(イ)　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

(ウ)　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

(エ)　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

実施機関　航空機

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十七号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　沖縄島北方海面の次の(ア)から(ウ)までの三点を順次結んだ線、(ウ)と(エ)を北緯二六度二二分一四秒、東経一二七度四七分五三秒の点を中心とする半径一二〇海里の時計回りの弧で結んだ線、(エ)と(オ)を結んだ線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間

(ア)　北緯二七度〇五分二六秒　東経一二六度四二分五九秒

(イ)　北緯二七度〇四分四五秒　東経一二六度三九分〇五秒

（略）	（略）
宮崎県	4,200
鹿児島県	3,600

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まあじ大中型まき網漁業	65,000
（略）	（略）

第三～第八　（略）

(ウ)　北緯二七度三〇分一四秒
　　東経一二五度五六分五三秒
(エ)　北緯二八度一七分一四秒
　　東経一二七度〇七分五三秒
(オ)　北緯二七度三二分〇二秒
　　東経一二七度二五分三五秒
実施機　航空機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
　二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年七月二十七日

防衛大臣　小泉進次郎

期間　令和八年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。
区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇四メートルまでの間
(ア)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(イ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二七度三四分五三秒
(ウ)　北緯二四度一六分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(エ)　北緯二五度〇四分四五秒
　　東経一二八度三九分五三秒
(オ)　北緯二五度一四分一五秒
　　東経一二八度二九分五三秒

○関東地方整備局告示第百九十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年七月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区千木良字旭山一九八番二二から同市緑区千木良字宮ノ台二〇六番二まで	前	一二・三七～三三・六七メートル	一三・〇二～三六・五八キロメートル
	後	一二・三七～三三・六七メートル	一三・〇二～三六・五四キロメートル

○関東地方整備局告示第百九十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区千木良字神明台五九一番三地内	前	一九・四〇～二四・六四メートル	〇〇・〇三六キロメートル
	後	一九・四〇～三六・五六メートル	〇〇・〇三六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
相模原市緑区千木良字神明台五六七番九地内	前	一七・二四～二七・七五メートル	〇〇・〇一四キロメートル
	後	二〇・三八～三一・七七メートル	〇〇・〇一四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○九州地方整備局告示第七十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十七日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
指宿市小牧字磯五四番五から同市小牧字磯五四番二まで	前	一六・九五～六二・九一メートル	〇〇・〇三〇キロメートル
	後	六一・五三～六二・九一メートル	〇〇・〇三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

国会事項

衆議院

会議

七月二十四日（金曜日）　午後一時　本会議

参議院

議事日程

七月二十四日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第三十一号

令和八年七月二十四日（金曜日）

午前十一時三十分開議

第一　日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第三　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　建築士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第五　予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

報告書提出

七月二十三日委員長から次の報告書を提出した。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

審査報告書

予防接種法の一部を改正する法律案（閣法第六三号）審査報告書

建築士法の一部を改正する法律案（衆第三八号）

審査報告書

人事異動

法務省

古林　歩　三浦　千春

令和八年度司法書士試験委員（採点担当）に任命する

任期は令和八年十一月三十日までとする（各通）

法務事務官　希代　浩正

令和八年度司法書士試験委員に併任する

併任の期間は令和八年十一月三十日までとする

同　服部　弘幸

令和八年度司法書士試験委員の併任を解除する（以上七月二十三日）

防衛省

（地方協力局環境政策課長）防衛書記官　石川真由美

外務省へ出向させる

（情報本部分析部長）防衛事務官　宇野　茂行

防衛書記官（整備計画局参事官）に転任させる

（外務省在フランス日本国大使館参事官）外務事務官　植田　達也

防衛書記官（地方協力局環境政策課長）に採用する（以上七月一日）

（人事教育局人材育成課長）防衛書記官　光畑　和典

防衛事務官（大臣官房付）に転任させる

（大臣官房付）防衛事務官　福井　章人

防衛書記官（防衛政策局戦略企画参事官）に転任させる

（外務省在オーストラリア日本国大使館参事官）外務事務官　野田　優子

防衛書記官（人事教育局人材育成課長）に採用する

（防衛政策局戦略企画参事官）防衛書記官　髙橋　杉雄

防衛事務官（大臣官房付）に転任させる

防衛教官（防衛研究所付）に併任する（以上七月十七日）

最高裁判所

宇都宮地方裁判所判事兼宇都宮家庭裁判所判事・宇都宮簡易裁判所判事　佐藤　達文

東京高等裁判所判事に補する

知的財産高等裁判所勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

東京簡易裁判所判事に補する

東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　馬渡　直史

最高裁判所事務総局家庭局長を免ずる

宇都宮地方裁判所判事に補する

宇都宮地方裁判所長を命ずる

兼ねて宇都宮家庭裁判所判事に補する

宇都宮家庭裁判所長を命ずる

宇都宮簡易裁判所判事に補する

宇都宮簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　澤村　智子

東京家庭裁判所判事に補する

最高裁判所事務総局家庭局長を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　加藤　聡

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する（以上七月二十日）

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　松原　経正

最高裁判所事務総局民事局第二課長を免ずる

東京高等裁判所判事に補する

同　林　雅子

最高裁判所事務総局民事局第二課長を命ずる

奈良家庭裁判所判事兼奈良地方裁判所判事・奈良簡易裁判所判事　上田　元和

大阪高等裁判所判事に補する

大阪簡易裁判所判事に補する

大阪家庭裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　上野　弦

奈良家庭裁判所判事に補する

兼ねて奈良地方裁判所判事に補する

奈良簡易裁判所判事に補する

東京地方裁判所判事補兼東京家庭裁判所判事補・東京簡易裁判所判事　竹内　瑞希

福岡地方裁判所判事補に補する

福岡地方裁判所小倉支部勤務を命ずる

兼ねて福岡家庭裁判所判事補に補する

福岡家庭裁判所小倉支部勤務を命ずる

小倉簡易裁判所判事に補する（以上七月二十一日）

官庁報告

○定年退官

簡易裁判所判事小林幹典は七月十七日限り定年退官

判事兼簡易裁判所判事中平健は七月十九日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第１０２号
静岡県伊豆の国市長岡１３０８番地
清算株式会社　株式会社かめや
代表清算人　河野　貢
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所沼津支部民事部

令和８年（ヒ）第２０３０号
東京都新宿区新宿３－１７－５
清算株式会社　株式会社ジャパンブリッジ
代表清算人　平出　晋一
１　決定年月日　令和８年７月10日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第１００１号
鳥取県米子市皆生温泉四丁目１８番４５号
清算株式会社　株式会社ＫＧＨ整理会社
代表清算人　伊　坂　　明
１　決定年月日　令和８年６月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鳥取地方裁判所米子支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第２００９号
東京都千代田区神田東松下町17番地13
清算株式会社　ワイケーホールディングス株式会社
１　決定年月日　令和８年７月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第２０部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１号
栃木県足利市羽刈町５５６番地
清算株式会社　ミコトマシナリー株式会社
代表清算人　　松　尾　幸太郎
１　決定年月日　令和8年7月9日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、同記載の各協定債権額の支払義務を負担していることを認める。
２　清算株式会社は、別紙記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、別紙記載の各協定弁済額を弁済する。

3　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
4　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を別紙記載の非保全債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和８年（ヒ）第２号

栃木県足利市羽刈町５５６番地
清算株式会社　ミコト不動産株式会社
代表清算人　　松　尾　幸太郎
1　決定年月日　令和8年7月9日
2　主文　次の協定を認可する。
　協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、同記載の協定債権額の支払義務を負担していることを認める。
2　協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可決定確定日をもって、協定債権の全額につき、その債務を免除する。
3　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）

以上

宇都宮地方裁判所第１民事部

令和７年（ヒ）第１４号

岐阜市加納黒木町二丁目１番地
清算株式会社　佐藤正株式会社
代表者代表清算人　佐藤　誠
1　決定年月日　令和８年７月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、本協定認可確定後１月以内に、各協定債権者に対し、弁済原資である金６，３４３，５６２円を各協定債権者の有する債権額（ただし、特別清算開始命令日を基準日とし、基準日における元本額とする。）の割合に応じて按分した金額を支払う。各協定債権者に対する具体的な弁済金額は、別紙のとおりとする。
2　前項に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は清算会社の負担とする。
3　清算株式会社は、前２項に定める弁済を実施した時に、各協定債権者が清算会社に対して有するその余の債権全額の免除を受ける。
4　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が前項の弁済の後にした残債権の免除は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
5　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。

岐阜地方裁判所

（別紙）
1　弁済手続に参加することができる債権者　にしせと地域共創債権回収株式会社（原債権者　岐阜信用金庫）
　弁済手続に参加することができる債権の額　２，９２３，２９２円
　弁済することのできる金額　２９０，９０１円
2　弁済手続に参加することができる債権者　岐阜市信用保証協会
　弁済手続に参加することができる債権の額　６０，８２３，８４５円
　弁済することのできる金額　６，０５２，６６１円
弁済率　９．９５１１３２３９％

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　六十九頁（号外第一五八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　六十九頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十七日

千葉県市川市本塩二番九号
（甲）株式会社秋新
代表取締役　秋元　宏之

千葉県市川市本塩二番九号
（乙）株式会社ユイカ
代表取締役　秋元　宏之

合併公告

左記連合会は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両連合会の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月二十七日

東京都中央区新川二丁目六番一六号
（甲）全国畜産農業協同組合連合会
代表理事　加藤　義康

栃木県宇都宮市平出工業団地六番七
（乙）栃木県畜産農業協同組合連合会
代表理事　臼井　勉

東京都豊島区駒込一丁目一〇番一一号
（乙）株式会社ミラール
代表取締役　栗原　豊

東京都豊島区駒込一丁目一〇番一一号
（丙）有限会社開こえる
取締役　栗原　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十七日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月九日
掲載頁　八十一頁（号外第一五四号）

令和八年七月二十七日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト
（甲）株式会社エンブルーム
代表取締役　坂本　守

大阪府吹田市広芝町四番三二号大和ビル四Ｆ
（乙）株式会社ＣＯＭＹ
代表取締役　髙木　修

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部（丙所有の甲株式一四〇〇株を含む）を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年九月一日であり、各社の株主総会の承認決議は令和八年七月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一〇九頁（号外第一四五号）

（乙）
掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　一〇九頁（号外第一四五号）

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十七日

東京都豊島区駒込一丁目一〇番一一号
（甲）日本オプチカル株式会社
代表取締役　栗原　豊

東京都豊島区駒込一丁目一〇番一一号
（乙）株式会社ミラール
代表取締役　栗原　豊

東京都豊島区駒込一丁目一〇番一一号
（丙）有限会社開こえる
取締役　栗原　豊

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年三月三十日
掲載頁　九頁

令和八年七月二十七日

東京都文京区後楽二丁目一番三号
（甲）株式会社アイテック
代表取締役　前川　卓志

東京都文京区本郷二丁目三五番一〇号本郷瀬川ビル四Ｆ
（乙）合同会社桜坂１号
代表社員　株式会社ＰＫＳＨＡ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
職務執行者　久保田潤至

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年七月十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.rimse.studio/epn/20250101_20251231_1.pdf

（乙）https://www.rims.agency/epn/20250101_20251231_1.pdf

令和八年七月二十七日

東京都千代田区外神田五丁目一―一〇
（甲）株式会社ＲＩＭＳＥ
代表取締役　池田　明啓

東京都千代田区外神田五丁目一―一〇
（乙）株式会社ＲＩＭＳ
代表取締役　池田　明啓

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年一月二十日
掲載頁　二一八頁（号外第十二号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十五日
掲載頁　五十一頁（号外第一三一号）

令和八年七月二十七日
東京都港区虎ノ門一丁目三番一号
（甲）Ｃａｒｂｏｎ　ＥＸ株式会社
代表取締役　竹田　峻輔
東京都港区南青山七丁目一三番二―三〇七号
（乙）株式会社ＥｘＲｏａｄ
代表取締役　木村　圭佑

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙、丁及び戊の権利義務全部を承継して存続し乙、丙、丁及び戊は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　二頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　二十三頁

（丙・丁）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　八十六頁（号外第一四五号）

（戊）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二日
掲載頁　七十頁（号外第一四八号）

令和八年七月二十七日
東京都港区西新橋三丁目三番一号
（甲）オープン株式会社
代表取締役　石井　岳之
東京都目黒区祐天寺二丁目一八番一二号
（乙）株式会社あすかペイロールプロ
代表取締役　佐藤　洋平
東京都江東区亀戸一丁目五番七号錦糸町プライムタワー六階
（丙）株式会社ペイロールプロ
代表取締役　柴田　千華
東京都中央区銀座一丁目一四番七号
（丁）株式会社中小企業サポートセンター
代表取締役　宮本　宗浩
東京都港区西新橋三丁目三番一号
（戊）株式会社ＯＱ
代表取締役　渡邉　航也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月二十三日
掲載頁　三頁

令和八年七月二十七日
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（甲）カロンホールディングス株式会社
代表取締役　杦山　幸功
大阪市中央区十二軒町五番一二号
（乙）株式会社マンダム
代表取締役社長執行役員　西村　健

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月三十日
掲載頁　九十一頁（号外第一四五号）

令和八年七月二十七日
愛知県一宮市三ツ井五丁目一六番二号
（甲）株式会社ケーエスパック
代表取締役　板橋　省吾
愛知県あま市七宝町下之森二之坪三番地
（乙）佐藤紙器株式会社
代表取締役　柴田　千若

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二八頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二二頁（号外第一五五号）

令和八年七月二十七日
愛知県豊明市二村台四丁目二二番地四
（甲）株式会社Ｇ
代表取締役　浅倉　卓也
愛知県東海市富木島町伏見一丁目三番地七
（乙）ａｓａ東海株式会社
代表取締役　浅倉　卓也

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年七月二十七日
愛知県春日井市不二ガ丘一丁目七一番地一
（甲）税理士法人天道経営
代表社員　野間　峰彦
鳥取県米子市東福原五丁目一〇番五四号
（乙）税理士法人クレール
社員　池淵　靖

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二八頁（号外第一五五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一二七頁（号外第一五五号）

令和八年七月二十七日
三重県四日市市霞二丁目一番一号
（甲）伊勢湾マリン・サービス株式会社
代表取締役　尾山　和夫
神奈川県横浜市中区山下町七〇番三号
（乙）東栄海運株式会社
代表取締役　尾山　和夫

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月二十一日
掲載頁　一三七頁（号外第一六一号）

令和八年七月二十七日
大阪府羽曳野市誉田七丁目二番三号
（甲）ケーエム工業株式会社
代表取締役　南野　幸一
大阪市中央区南本町一丁目三番二一号
（乙）ミキシング株式会社
代表取締役　南野　幸一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日です。

また、本合併の効力発生を条件として、甲はその商号をジェイプラスインターナショナル株式会社に変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十九日
掲載頁　一七〇頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十九日
掲載頁　七十七頁（号外第一二〇号）

令和八年七月二十七日
大阪市西区靱本町一丁目一二番四号
（甲）株式会社ジオン商事
代表取締役　川端　康資
東京都渋谷区恵比寿一丁目一九番一九号
（乙）ジェイプラスインターナショナル株式会社
代表取締役　川端　康資

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年五月二十八日
掲載頁　八十三頁（号外第一一八号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年四月二十三日
掲載頁　四十三頁（号外第九十五号）

令和八年七月二十七日
奈良市四条大路二丁目二番一二号
（甲）マーシュ総研株式会社
代表取締役　清岡　義教
神戸市中央区京町七五番地一
（乙）株式会社ベストインシュアランス
代表取締役　橘　英嗣

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況はいずれも次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月二十二日
掲載頁　一三四頁（号外第一三六号）

令和八年七月二十七日
岡山県赤磐市上仁保九〇八番地
（甲）株式会社Ｍｔ．ベアー
代表取締役　荒嶋　望
岡山県赤磐市石蓮寺九一〇番地二
（乙）株式会社ＡＫＡＩＩＷＡ
代表取締役　荒嶋　望

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十五日
掲載頁　六十九頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十七日
埼玉県八潮市大字二丁目一〇三番地四
（甲）株式会社フラット・オンザゴー
代表取締役　中島　寛
埼玉県八潮市大字二丁目一〇三番地四
（乙）株式会社ナカフジ運送
代表取締役　中島　寛

吸収分割公告

当社（甲）は吸収分割により、養命酒製造株式会社（乙、東京都渋谷区南平台町一六番二五号）の営む事業に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月二十六日
掲載頁　一三七頁（号外第一四二号）

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済み

令和八年七月二十七日
東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五号
湯沢株式会社
代表取締役　三枝　昭仁

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の飲食店の開業をサポートするプラットフォーム「ＯＭＩＳＥＣＲＡＦＴ」に係る事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年六月十二日
掲載頁　五頁

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出
済。

令和八年七月二十七日
東京都港区六本木三丁目一番一号
（甲）双日食料株式会社
代表取締役　小泉　豊
東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号
（乙）Ｇ－ＦＡＣＴＯＲＹ株式会社
代表取締役　片平　雅之

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社パソナハートフル（乙、住所東京都港区南青山三丁目一番三〇号）の淡路業務部が行う事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年九月四日
掲載頁　五十四頁（号外第二〇〇号）

令和八年七月二十七日
東京都港区南青山三丁目一番三〇号
株式会社パソナハートフルウエスト
代表取締役　有村　明

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　六十六頁（号外第一五七号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年七月十四日
掲載頁　六十六頁（号外第一五七号）

令和八年七月二十七日
長野県上田市塩川二五〇〇番地五三
（甲）長門運輸株式会社
代表取締役　齋藤　正一
長野市松岡一丁目七番六号
（乙）株式会社中村商会
代表取締役　中村　浩二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割により甲は乙の社債管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和八年八月三十一日です。

この会社分割に対し異議のある甲及び乙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出
済
令和八年七月二十七日
京都市下京区烏丸通五条上る高砂町三八一－一
（甲）ムニノバホールディングス株式会社
代表取締役　福田　光秀
京都市下京区烏丸通五条上る高砂町三八一－一
（乙）アイフル株式会社
代表取締役　福田　光秀

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の一部の不動産を除く権利義務の全てを承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十七日
大阪市中央区十二軒町五番一二号
（甲）Ｋａｌｏｎ　Ｍｉｄｃｏ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社
代表取締役　杣山　幸功
東京都千代田区霞が関三丁目二番五号
（乙）カロンホールディングス株式会社
代表取締役　杣山　幸功

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の賃貸用不動産の所有、売買仲介事業、太陽光事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十一日
掲載頁　一三四頁（号外第一二九号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月五日
掲載頁　一五二頁（号外第一二五号）

令和八年七月二十七日

広島市西区横川町三丁目七番八号
（甲）株式会社ＧＲＡＤＯ
代表取締役　宗正　俊文
広島市西区横川町三丁目七番八号
（乙）株式会社アジアパートナーズ
代表取締役　宗正　俊文

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の自動車整備事業及びこれに付随する保険代理店事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.senkogroupltd.co.jp/
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十七日

熊本県水俣市港町一丁目三番一二号
（甲）南九州センコー株式会社
代表取締役　脇田　武志
熊本県水俣市汐見町一丁目五番四五号
（乙）有限会社サン自動車興業
代表取締役　白石　安弘

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社インヘリット（住所東京都世田谷区砧二丁目二番一一号）に対して当社の所有不動産である、グランデュオ祖師谷（住所東京都世田谷区砧六丁目）の賃貸業及び管理業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　九十六頁（号外第九十四号）

令和八年七月二十七日

東京都世田谷区祖師谷一丁目五番一二号
株式会社松下商会
代表取締役　松下　成悟

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社エンパシー（住所東京都世田谷区砧二丁目二番一一号）に対して当社の所有不動産である、グランデュオ二子玉川２（住所東京都世田谷区玉川二丁目）の賃貸業及び管理業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　九十六頁（号外第九十四号）

令和八年七月二十七日

東京都世田谷区祖師谷一丁目五番一二号
株式会社松下商会
代表取締役　松下　成悟

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社インプレッシブ（住所東京都世田谷区砧二丁目二番一一号）に対して当社の所有不動産である、ＮＥＸＵＳ池上（住所東京都大田区池上六丁目）の賃貸業及び管理業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年四月二十二日
掲載頁　九十六頁（号外第九十四号）

令和八年七月二十七日

東京都世田谷区祖師谷一丁目五番一二号
株式会社松下商会
代表取締役　松下　成悟

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する三興工業株式会社（住所広島市安佐北区安佐町大字後山五七〇番地の一）に対して当社の自動車用部品の製造・自動車及び自動二輪車の販売事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十七日
掲載頁　一五四頁（号外第一六〇号）

令和八年七月二十七日

広島市安佐北区安佐町大字後山五七〇番地の一
大町興業株式会社
代表取締役　三上　正彦

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月六日です。

この組織変更に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月二十七日

秋田県北秋田市中屋敷字大野二一八番地
農事組合法人秋田中央種鶏場
理事　泉　栄治

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十七日

埼玉県さいたま市緑区下野田三九三番地
株式会社ＧＵＳＴＵＳ
代表取締役　山本　めい

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

千葉県市川市南行徳四丁目一〇番二五号
合同会社Ｍ＆Ｓ
代表社員　伊勢　修二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

東京都墨田区錦糸二丁目九番一一号乾木工芸ビル二〇五号
合同会社ＬＩＦＥ　ＬＩＧＨＴ
代表社員　ミン・カイン・ミョ・アウン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｆａｎｄｒａとします。

効力発生日は令和八年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

東京都目黒区自由が丘二丁目一六番一二号
ＲＪ三
合同会社Ｆａｎｄｒａ
代表社員　小川　光明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日であり組織変更後の商号は株式会社ｋｕｒａｆａｒｍ１８０４とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

新潟県柏崎市安田三四七五―一
合同会社ｋｕｒａｆａｒｍ１８０４
代表社員　阿部　裕太

組織変更公告

当組合は、令和八年七月十五日開催の総会の決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年十月一日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いております。

令和八年七月二十七日

京都府船井郡京丹波町鎌谷下上河原五番地
農事組合法人樂農庵
代表理事　森本　元

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月十日であり、組織変更後の商号は８９１０ＧＲＯＵＰ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

兵庫県加西市北条町横尾一二六二番地

合同会社エルエイト

代表社員　吉留真由子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

広島市佐伯区楽々園二丁目一番三八号

ＥＭＩＴＡＳ合同会社

代表社員　本田　洋二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十七日

岩手県釜石市野田町二丁目二一番一〇号

有限会社三陸綜合自動車工業

代表取締役　倉本　栄志

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十七日

岩手県北上市大通り三丁目一〇番一号

有限会社オリエンタル自動車

代表取締役　菅原　隆治

資本金の額の減少公告

当社は、当社が発行している第二回Ａ種新株予約権及び第二回Ｂ種新株予約権が令和八年六月六日から令和八年八月三十一日までに行使された場合には、資本金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分減少し、最終的な資本金の額を一億円とすることにいたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十七日

東京都中央区銀座五丁目一二番五号

プリモグローバルホールディングス株式会社

代表取締役　澤野　直樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十四億五千百五十万三十円減少し、その全額をその他資本剰余金とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十八日であり、株主総会の決議は令和八年七月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十七日

東京都港区白金一丁目一七番三号

株式会社ブイキューブ

代表取締役　水谷　潤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千四百八十九万九千九百九十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　一〇四頁（号外第一一七号）

令和八年七月二十七日

東京都渋谷区渋谷一丁目一二番二号

ジークス株式会社

代表取締役　村上　嘉一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百二万五百二十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一四三頁（号外第一六〇号）

令和八年七月二十七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社エアドア

代表取締役　鬼頭　史到

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一六六、九八六、二七四円減少して一千万円とし、減少する資本金の額の全部を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://komugino.jp/

令和八年七月二十七日

東京都千代田区九段北一丁目一四番一六号

株式会社こむぎの

代表取締役　笹山　直人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億円減少し一億円とすることにいたしました。その減少額の二億円をその他資本剰余金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nisseicom.co.jp

令和八年七月二十七日

東京都中央区日本橋室町二丁目一番一号

ニッセイコム株式会社

代表取締役　小林　毅

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百九十九万九千九百九十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十七日

石川県金沢市池田町三番丁二七番地

有限会社ｋａｔｚ

取締役　山名　和馬

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し二千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月二十一日

掲載頁　一五五頁（号外第一六一号）

令和八年七月二十七日

大阪市中央区上汐二丁目二番一七－二〇一号

株式会社大礒トラスト

代表取締役　大礒　洋明

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十七日

福岡市西区愛宕南一丁目一番一七号

有限会社榊浩孝建築事務所

代表取締役　榊　浩孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　七十頁（号外第一五九号）

令和八年七月二十七日

鹿児島市上荒田町四番六号

城山薬品株式会社

代表取締役　武　洋亨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　七十頁（号外第一五九号）

令和八年七月二十七日

鹿児島市武一丁目二番一〇号　ＪＲ鹿児島中央ビル四階　株式会社ＪＲ鹿児島シティ

代表取締役　山﨑　慎介

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八百万円減少し、金九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十七日

沖縄県糸満市新垣一二番地二　株式会社エス・アイ・シー

代表取締役　比嘉由美子

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年九月一日を効力発生日とする株式会社フロンティアキッズとの株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一二五頁（号外第一六〇号）

令和八年七月二十七日

埼玉県戸田市本町四丁目一一番一九号パールステーション三〇一号室　リンクイノベーション株式会社

代表取締役　湯地　諒

準備金の額の減少公告

当社は、令和八年八月三十一日を効力発生日とする菱和エンタープライズ株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一三五頁（号外第一六〇号）

令和八年七月二十七日

千葉県木更津市東中央一丁目一番一三号　ルームデータ株式会社

代表取締役　切替　尊弘

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億九千七百八十万三千四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十七日

福井県あわら市東田中第九号三六番地　株式会社高貴

代表取締役　木下　高廣

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を三億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.amuplaza.jp/corp/

令和八年七月二十七日

北九州市小倉北区浅野一丁目一番一号　株式会社ＪＲ小倉シティ

代表取締役　中村　勇

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十八億七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.jroitacity.jp/corp/

令和八年七月二十七日

大分市要町一番一四号　株式会社ＪＲ大分シティ

代表取締役　松本　淳也

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五十一万九千円、資本準備金の額を三千五十一万九千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.uzabase.com/

令和八年七月二十七日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号　株式会社ユーザベース

代表取締役　稲垣　裕介

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億三千五百二十九万五千百六十九円、資本準備金の額を三億三千五百二十九万五千百六十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年一月二十八日

掲載頁　八十九頁（号外第十八号）

令和八年七月二十七日

東京都品川区西五反田七丁目一番一号　ＢｌｕｅＢａｎｋ株式会社

代表取締役　杉守　一樹

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億九千百三十万八千九百十一円、資本準備金の額を五億三十万八千九百十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://dubguild.com/

令和八年七月二十七日

東京都文京区向丘二丁目三―一〇東大前ＨｉＲＡＫＵＧＡＴＥ

株式会社ＤｕｂＧｕｉｌｄ

代表取締役　大嶽　匡俊

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千円、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十四日

掲載頁　一四九頁（号外第一三九号）

令和八年七月二十七日

東京都渋谷区恵比寿四―二〇―四グラススクエアＢ一Ｆ―ＰＯＲＴＡＬＰＯＩＮＴ・Ｅｂｉｓｕ―ＦＤ―三三

Ｃａｓｌｅｙ　Ｄｅｅｐ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎｓ株式会社

代表取締役　砂川　和雅

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百五十万円、資本準備金の額を五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/212663/announces

令和八年七月二十七日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号　株式会社ｓｏｒａｎｏ　ｍｅ

代表取締役　城戸　彩乃

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金三億千五百万円、資本準備金の額を金三億千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　一五二頁（号外第一六〇号）

令和八年七月二十七日

東京都杉並区今川一丁目一〇番一五号　さくら株式会社

代表取締役　飯田　美桜

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千九百九十九万九千五百二十円、資本準備金の額を四億七千五十万八百二十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://two2.jp/

令和八年七月二十七日

東京都品川区西五反田二丁目二四番四号

ＴＨＥ　ＣＲＯＳＳ　ＧＯＴＡＮＤＡ五階

株式会社ＴＷＯ

代表取締役　東　義和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千四百五十万円、資本準備金の額を七千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十七日

神奈川県相模原市中央区田名二九三二番地一

日本エッチングユニカム株式会社

代表取締役　桑田　正則

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億五千万円、資本準備金の額を八億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二五八頁（号外第一四三号）

令和八年七月二十七日

福岡市博多区博多駅中央街七番二一号

株式会社ＪＲ博多シティ

代表取締役　赤木　征二

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるBlue Diamond Almond Growers Japan合同会社が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十七日

東京都港区南麻布四丁目一一番二二号

ブルーダイヤモンド・アーモンド・グロワーズ

日本における代表者

Blue Diamond　Almond Growers Japan合同会社

代表社員

ブルーダイヤモンド・グロワーズ

職務執行者

ローレン・エリザベス・レオナルド

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資二億八千万口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和八年八月二十八日までに当社にご提出ください。

令和八年七月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＯＳＪ　ＮＩＧＡＴＡ特定目的会社

取締役　髙山　知也

破産手続開始申立ての公告

当法人は、令和八年二月五日に解散し清算中ですが、当法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったため、令和八年七月八日広島地方裁判所尾道支部に破産手続開始の申立てを行いましたので、医療法第五十六条の十第一項の規定により公告いたします。

令和八年七月二十七日

東京都江戸川区松江三丁目七番一〇―八〇三号室

医療法人社団明清会

清算人　山田　徹

令和八年七月二十七日

鹿児島県鹿児島市真砂本町三番六七号

株式会社南九州ファミリーマート

確定給付企業年金清算人　月野　寛之

債権申出の公告（第一回）

当企業年金基金は、令和八年七月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十七日

東京都江東区木場一丁目五番一号

フジクラ企業年金基金

清算人　吉野　正人

訂正公告

令和八年七月十三日（号外第一五六号）掲載の第四十八期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　岡島　光男」とあるは「代表取締役社長　飯田　達也」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十七日

岩手県釜石市浜町一丁目一番地

海洋曳船株式会社

代表取締役社長　岡島　光男

取消公告

令和七年五月三十日掲載の当社の「定款変更につき通知公告」は、取り消します。

なお、当社の株券を発行する旨の定めに変更はなく、同公告に記載した日に当社の株券が無効となることはありません。

令和八年七月二十七日

岩手県盛岡市開運橋通四番一〇号

株式会社岩電

代表取締役　畑　基弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三千七百二十万円減少し、六千四十七万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、社員総会の決議は、令和八年七月二十四日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は令和八年七月九日付官報の号外第一五四号九十八頁に掲載されています。

令和八年七月二十七日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和

税理士法人内　厚木森の里特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp

令和八年七月二十七日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ＯＳＪ　ＮＩＧＡＴＡ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十五億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://snmm.jp/koukoku/alj_sapporo_re2_tmk/

令和八年七月二十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ＡＬＪ　Ｓａｐｐｏｒｏ　ＲＥ２特定目的会社

取締役　三品　貴仙

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、令和八年四月一日、厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二十七日

東京都江東区木場一丁目五番一号

フジクラ企業年金基金

清算人　吉野　正人

訂正公告

令和八年七月十三日（号外第一五六号）掲載の第四十八期決算公告（枠組）中、「代表取締役社長　岡島　光男」とあるは「代表取締役社長　飯田　達也」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月二十七日

岩手県釜石市浜町一丁目一番地

海洋曳船株式会社

代表取締役社長　岡島　光男

取消公告

令和七年五月三十日掲載の当社の「定款変更につき通知公告」は、取り消します。

なお、当社の株券を発行する旨の定めに変更はなく、同公告に記載した日に当社の株券が無効となることはありません。

令和八年七月二十七日

岩手県盛岡市開運橋通四番一〇号

株式会社岩電

代表取締役　畑　基弘

正誤

ページ	段	行	誤	正
二〇九	下	四	附則第二条（原稿誤り）	附則第二項

令和八年六月三十日（号外第百四十四号）公布環境省令第十九号（環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令）